

審 第 2 4 9 8 号  
答 申 第 3 0 8 号  
令和5年10月12日

千葉県病院局長 様

千葉県個人情報保護審議会  
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年4月8日付け病経管第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第265号

令和2年2月25日付けで審査請求人から提起された、令和2年1月21日付け病経管第〇〇号で行った自己情報不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）が令和2年1月21日付け病経管第〇〇号で行った自己情報不開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年1月9日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「私が当事者となった〇〇年（〇〇）第〇〇号の住民訴訟に係り、相談や協議や検討についてのもの一切。弁護士との相談等だけではなく、職員同士の相談等や怠る事実の相手方等との相談等も含める。復命書等も含める。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、千葉県病院局経営管理課（以下「経営管理課」という。）と各県立病院では、開示請求に係る個人情報を記録した行政文書を作成及び取得していないことから保有していないとして、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定により、令和2年2月25日付けで本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和2年4月8日付け病経管第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件審査請求の趣旨

本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

裁量的開示を実施することを求める。

イ 本件審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を開示請求の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。開示請求の内容及び請求対象たる事案の性質からして、本件対象文書が全く存在しないとは、到底、考えられない。

いわゆる4号請求に係る住民訴訟において訴訟告知をしないことは、地方自治法第242条の2の第7項に違反する不法行為であり、不法行為を犯してまでも、消滅時効の中断や参加的効力の点で、怠る事実の相手方を違法に庇い立てようとした重大な判断について、全く対象文書が存在しないとはいえない。

以前の同様の内容での開示請求に係る処分に対する審査請求に係る弁明でも、解釈上の不存在につき違法な行政文書該当性の判断がなされていることから、本件でも同様に判断されているものというべきである。

そもそも、本件決定で特定された対象個人情報を記載した行政文書を管理しているのは、経営管理課ではなく、医療安全安心推進室であるから、同室保有分を特定すべきであるし、また、訴訟の性質からして、出先機関である県立病院も全く対象個人情報を保有していないとは、到底、考えられない。

不開示部分は、いずれも、条例第19条に該当する。

理由附記に不備がある。

(2) 審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本案反論の前に

経営管理課は、「弁明書副本の送付等について（送付）」において、実施機関を反論書の宛名として記載するよう審査請求人に求めた。しかしながら、本反論書は、第一義的には、審査庁に宛てたものではなく、行政不服審査会に宛てたものであるから、「千葉県個人情報保護審議会御中」と記載した。

却下を求めるとの弁明については、審査請求人は、本件に限らず、請求対象を特定した上で全部開示すること及び条例第19条による裁量的開示、千葉県情報公開条例第10条による公益上の理由による裁量的開示を求めているが、これらを一定の作為として法の許容しない審査請求であり不適法却下を免れないということにはなっていない。また、審議会は、従前、対象個人情報の特定及び条例第19条該当性について判断してきたものである。そして、実施機関は、本件審査請求が不適法却下にならないことを十分に知っていたというべきであり、あえて却下を求めること自体が裁量権の範囲の逸脱又はその濫用にあたるというべきである。

イ 文書の特定

そもそも、本件決定で特定された対象個人情報に記載した行政文書を管理しているのは、経営管理課ではなく、医療安全安心推進室であるから、同室保有分を特定すべきである。

#### ウ 不開示箇所の不開示事由非該当性

条例第21条第2項括弧書き「開示請求に係る個人情報を保有していないとき」には該当しない。

いわゆる4号請求に係る住民訴訟において訴訟告知をしないことは、地方自治法第242条の2の第7項に違反する不法行為であり、不法行為を犯してまでも、消滅時効の中断や参加的効力の点で、怠る事実の相手方を違法に庇い立てようとした重大な判断について、全く書類を作成していないとは到底、考えられず、全く対象文書が存在しないとはいえない。まさか、口頭で決裁したとでもいうのであろうか。

実施機関は、千葉県が当事者となる訴訟の遂行に際して相談や協議等が行われることもあるが行われぬこともあるなどと主張しているが、例外なく、相談や協議や検討は行われるものである。そして、公文書管理の観点からも、本件の住民訴訟を含め、行政訴訟や国家賠償請求訴訟といった公権力が当事者となった裁判における相談や協議や検討の記録を取得・作成しないとは、後日、相談等の内容を確認することなどに支障を来し得るし、本件の対象個人情報を記録した行政文書は、住民訴訟の流れに関する千葉県における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに千葉県の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるようにするために、明らかに取得・作成する必要があると認められる文書である。

しかし、これを不存在とすることは、公文書管理、情報公開、個人情報保護の制度そのものを否定することに他ならず、条例第1条、第3条の規定及び条例全体の精神、千葉県情報公開条例の前文、第1条、第3条、第29条第1項の規定及び同条例の全体の精神、公文書管理の制度趣旨にも違反することから、俄かには措信し難く、対象個人情報を記載した行政文書が存在するというべきである。

#### エ 理由附記の不備の違法

弁明書に記載された内容は、すなわち、実施機関が解釈上の不存在であると判断したということであるから、これを物理的な不存在であるかのように理由附記したことは、条例第21条第2項及び第3項の規定により要請されている理由附記の水準を満たしたものとはいえない。

したがって、通知書の理由附記において看過し得ない瑕疵があるというべきであるから、本件決定は当然に取り消すべきである。

#### オ 結語

したがって、本件決定で不存在による不開示とされた情報は、不開示事由に該当せず、開示すべきである。

#### 4 実施機関の弁明要旨

##### (1) 弁明の趣旨

本件審査請求のうち、処分の取消しを求める請求についてはこれを棄却し、また、請求対象文書を特定した上で請求した情報についての全部開示及び裁量的開示を求める請求については、これらを却下するのが相当である。

##### (2) 却下を求める弁明の理由

法に基づく審査請求は、行政庁の処分の違法又は不当を理由として当該処分の取消し等を求める（法第2条及び第46条）か、あるいは、法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした場合に、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁が当該申請に対して何らの処分もしないときに、その違法又は不当の宣言を求める（法第3条及び第49条）制度である。

これを本件についてみると、審査請求人は本件審査請求で、実施機関に請求対象文書を特定した上で請求した情報についての全部開示及び裁量的開示を求めているが、このような一定の作為を求めることは、法の許容しない審査請求であり、不適法であるから却下を免れない。

##### (3) 処分の内容及び理由

###### ア 処分の内容

本件審査請求に係る処分は、本件決定である。

###### イ 処分の理由

本件決定は、実施機関が、審査請求人が原告となっている千葉地方裁判所〇〇年（〇〇）第〇〇号損害賠償等請求事件（以下「本件訴訟」という。）における相談、協議又は検討に係る行政文書を探索したところ、本件開示請求に係る行政文書は不存在であったため、不開示としたものである。

##### (4) 弁明の内容

###### ア 対象文書の特定について

審査請求人は、前記3（1）イのとおり、実施機関による対象行政文書の特定が不十分である旨主張しているものと解される。

しかし、本件訴訟に係る行政文書を探索したところ、応訴のための起案文書や期日に出頭した概要を知らせる供覧文書は存在する旨、行政文書を特定したものの、これらの文書には本件開示請求に係る情報は記載されているものではなく、そのほかに本件開示請求に係る行政文書は存

在していないため、実施機関は不開示決定を行ったものである。

なお、一般的に、県が当事者である訴訟の追行をめぐっては、県の関係者による相談、協議等が行われることもあると解されるが、そのような相談、協議等の結果が、裁判所に提出される書面や裁判所での陳述となって表れるものである。

そして、機動的な訴訟追行を実行・担保するためには、そのような相談、協議等の結果が行政文書化されることは想定されるものではなく、事実、本件訴訟においても、本件開示請求の内容に係る行政文書は存在していないものである。

なお、念のため付言すると、審査請求人は前記3（1）イにおいて、本件訴訟における県の関係者の相談、協議等のうち、訴訟告知の点に特化して審査請求の理由を主張しているようであるが、実施機関は、本件訴訟全般について、県の関係者による相談、協議等がされた内容を対象に行政文書を探索したものである。

#### イ 行政文書の管理部署について

審査請求人は、前記3（1）イのとおり、実施機関による対象行政文書の探索及び特定が不十分である旨主張しているものと解される。

しかし、本件訴訟は、その内容上、経営管理課内で、同課医療安全安心推進室以外の部署が担当部署となっているところ、同課内の事情として、訴訟に至ったがために、本来的には医療事故等の担当である医療安全安心推進室が関与・協力しているものである。

そして、文書の特定に当たっては、医療安全安心推進室が保有する分のみならず同室以外の担当部署が保有する分も十分に探索の上特定したものであり、この点で審査請求人の主張には何ら理由がない。

さらに、出先機関である県立病院分についても十分に探索をした結果であって、この点でも審査請求人の主張には何ら理由がない。

よって、実施機関が行った本件決定は適切であり、また、審査請求人が主張するところの、対象文書を開示請求の適用除外又は解釈上の不存在と判断したなどという事実は存在しない。

なお、審査請求人は、その他縷々主張しているが、独自の見解を示すものに過ぎず、本件審査請求の趣旨を基礎付けるものではない。

したがって、対象行政文書の特定に係る審査請求人の主張には理由がない。

#### ウ 対象行政文書の条例第19条該当性について

審査請求人は、実施機関が本件決定において不開示とした部分は、いずれも条例第19条に該当する旨主張しているものと解される。

しかし、当該主張に係る裁量的開示の請求が不適法なものであって却

下されるべきであることは、前記（２）のとおりである。

エ 理由附記の不備について

審査請求人は、実施機関が行った本件決定の理由附記に不備がある旨主張しているものと解される。

しかし、行政文書を開示しない旨の理由としては、開示請求者において、条例規定の不開示理由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならないとされているところ、本件決定においては、根拠となる適用条号を摘示の上、不開示とする旨を具体的に詳述しており、理由の提示（附記）としては十分なものであり、何ら不備は存在しない。

（５）結論

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がなく、本件決定に取り消し得るべき瑕疵は何ら認められないため、本件審査請求は棄却されるべきものである。

５ 審議会の判断

（１）本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件開示請求に係る個人情報記録した行政文書を作成及び取得していないことから、保有していないことを理由に前記２（２）のとおり本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記３のとおり、本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求めているので、以下、検討する。

（２）訴訟事務について

実施機関によると、千葉県を被告として訴訟が提起された場合の処理は、おおむね次のとおりとのことであった。

ア 千葉県総務部政策法務課（以下「政策法務課」という。）において訴状を受け取り、政策法務課は受け取った訴状を担当課（所）に引き渡す。

イ 担当課（所）は、応訴するか否かについて検討し、応訴する場合は、その決裁を行う。また、担当課（所）は、弁護士を訴訟代理人として選任し、訴訟行為等を委任する（委任契約を締結）。

ウ 担当課（所）等及び政策法務課の職員のうちから指定代理人を選任する。

エ 訴状を訴訟代理人に引き渡す。その後の手続は、原則として訴訟代理人に任される。

オ 指定代理人が裁判所の期日に出廷した場合は、担当課（所）で作成した期日報告書を、担当課（所）及び政策法務課において供覧した後、担

当課（所）で保存する。

(3) 訴訟告知について

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地方自治法」という。）第242条の2第7項は、「第1項第4号の規定による訴訟が提起された場合には、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実の相手方に対して、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員は、遅滞なく、その訴訟の告知をしなければならない。」として訴訟告知の義務を規定している。

そして、同条第8項は、「前項の訴訟告知があつたときは、第1項第4号の規定による訴訟が終了した日から6月を経過するまでの間は、当該訴訟に係る損害賠償又は不当利得返還の請求権の時効は、完成しない。」として時効中断の効力を規定し、民事訴訟法（平成8年法律第109号）は、「訴訟告知を受けた者が参加しなかった場合においても、第46条の規定の適用については、参加することができた時に参加したものとみなす。」こと（同法第53条第4項）、「補助参加に係る訴訟の裁判は、次に掲げる場合を除き、補助参加人に対してもその効力を有する。」（同法第46条）として参加的効力を規定している。

(4) 本件決定の妥当性について

ア 弁明書記載の文書について

(ア) 実施機関は、前記4(4)アのとおり、本件訴訟に係る行政文書として、応訴のための起案文書や期日に出頭した概要を知らせる供覧文書（以下「本件保有文書」という。）を保有するが、これらの文書には、本件開示請求に係る個人情報に記載されていないと主張しているため、以下、検討する。

(イ) 実施機関に確認したところ、実施機関は、本件保有文書として、「千葉地方裁判所〇〇年（〇〇）第〇〇号損害賠償等請求事件に対する応訴」、「裁判期日結果概要」（〇〇年〇〇月〇〇日）、「裁判期日結果概要」（〇〇年〇〇月〇〇日）、「裁判期日結果概要」（〇〇年〇〇月〇〇日）を保有していた。

審議会で見分したところ、本件保有文書には、訴訟代理人との委任契約に関する内容や裁判の日時、出席者及び内容の概略等の情報が記載されているが、本件開示請求の対象となる相談、協議、検討等に関する情報は記載されていないことが確認された。

審議会としては、実施機関が、本件保有文書に記録された情報を本件開示請求に係る個人情報として特定せずに本件決定を行ったことに、特段に不自然、不合理な点は認められない。

イ 訴訟告知に関する文書について

(ア) 実施機関に確認したところ、本件訴訟は地方自治法第242条の2

第1項第4号に規定する住民訴訟に該当するが、本件訴訟において訴訟告知は行っていないとのことであった。

- (イ) 地方自治法第242条の2第7項が訴訟告知の義務を規定していることから、実施機関は、当時、訴訟告知をしないと判断しているのであれば、そのことについて何らかの記録を残すべきであったと考えられる。

しかしながら、審議会が事務局職員を通じて改めて経営管理課に文書の探索を行わせたところ、訴訟告知について記録された行政文書を保有していないことが確認された。

審議会としては、実施機関が、訴訟告知に関して、本件開示請求に係る個人情報に特定していないことに、特段に不自然、不合理な点は認められない。

- ウ その他の文書について

審議会が事務局職員を通じて改めて経営管理課に、前記ア及びイ以外の本件訴訟に関する文書の探索を行わせたところ、行政文書に記録された本件開示請求に係る個人情報を保有していないことが確認された。

審議会としては、実施機関が、前記ア及びイ以外の文書について、本件開示請求に係る個人情報に特定していないことに、特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求に係る個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

- (5) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

## 6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

### 審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年 4月 8日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
令和2年 6月10日	反論書の写しの受理
令和5年 7月 6日	審議（令和5年度第3回第2部会）
令和5年 8月 3日	審議（令和5年度第4回第2部会）

令和5年 9月21日

審議（令和5年度第5回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会